

平成29年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度について

大阪府教育庁私学課

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立高等学校(全日制・定時制・通信制課程)、中学校、小学校、中等教育学校に在籍する児童生徒の学資負担者(大阪府内在住の方に限ります。)が、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。

補助対象期間の授業料の全額が免除される場合

平成29年1月以降(平成29年度入学生で、平成28年度に私立学校に在籍していなかった方の場合は平成28年4月以降)に、経営状況の悪化に伴う会社等の倒産・解雇等または自営業の廃止(自主廃業を除く。)により失職し、平成29年4月以降も引き続き失職している場合

⇒ 申請様式のほか、「雇用保険受給資格者証」、「事業廃止届出書」等、失職とその理由を証明する書類の写しと、児童生徒を扶養していることを証明する書類の写し等を、学校が指定する期日までに学校に提出することが必要です。

平成29年度の授業料の2分の1が免除される場合

次の2つをすべて満たす場合

- ・平成29年の総所得金額が前年の2分の1以下に減少していること
- ・平成28年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額を超えている場合であって、平成29年の課税総所得金額(見込)が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること

〔 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり330千円
16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり120千円 〕

⇒ 申請様式のほか、「平成29年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の通知書」または「平成29年度市(町村)民税・府民税納税通知書」と、平成29年分源泉徴収票や、税理士等第三者による平成29年の所得見込みを証明する書類等を、学校が指定する期日までに学校に提出することが必要です。

減免申請の注意点

- ・この減免制度は、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変により授業料の納付が困難となった場合のみを対象としているため、病気、怪我等に伴って家計が急変した場合等は、対象となりません。
- ・過去、この制度により授業料の減免を受けたことがある方も、対象となりません。
- ・大阪府私立高等学校等授業料支援補助金と併せて受けることはできません。この減免制度と比較し、いずれか助成金額の多い制度のみ申請してください。

申請の手続や制度の詳細については、学校におたずねください。